

○「農薬（製剤）の薬効及び薬害の試験方法等に関する審査ガイダンス」（令和4年3月22日付け3消安第6700号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）の一部修正の正誤表

（下線部は修正部分）

頁	該当箇所	正	誤
18	表13 確認すべき効果の程度 薬効の評価（一般雑草）	<u>一定程度</u> の効果が認められる。	<u>ある程度</u> 効果が認められる。
20	（2）周辺農作物及び後作物	農薬の作用特性及び使用場面から、周辺農作物や後作物に対して薬害を及ぼす場合がある。このため <u>薬害発生</u> の可能性、被害の程度等について審査を行う。	農薬の作用特性及び使用場面から、周辺農作物や後作物に対して薬害を及ぼす場合がある。このため <u>発生</u> の可能性、被害の程度等について審査を行う。
23	表20 確認すべき効果の程度 薬効の評価	<u>一定程度</u> の効果が認められる。	<u>一定</u> の効果が認められる。
23	表22 確認すべき効果の程度 薬効の程度	無処理区に対して60%以上 <u>80%未満</u> 被害発生を抑える。	無処理区に対して60%以上 <u>60%未満</u> 被害発生を抑える。
24	4. 提出すべき試験数の軽減等について	農薬登録申請に際して提出すべき薬効試験及び薬害試験は、6278号局長通知の別紙「適用病害虫又は適用農作物等に対する薬効試験及び適用農作物に対する薬害試験の試験数について」1. 基本原則（以下「基本原則」という。）において、申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等及び使用方法の組合せごとに異なる6か所以上の試験ほ場において実施することとしているが、基本原則（1）～（5）に該当する場合、試験数を軽減できることとしている。また、作物群が対象の場合で、薬効試験及び薬害試験を6か所以上の試験ほ場で実施することが要求される作物も、 <u>基本原則</u> に基づき軽減が適用される。なお、基本原則のうち製剤が同一の場合に適用される原則（（1）④～⑥、（3）②、（4）	農薬登録申請に際して提出すべき薬効試験及び薬害試験は、6278号局長通知の別紙「適用病害虫又は適用農作物等に対する薬効試験及び適用農作物に対する薬害試験の試験数について」1. 基本原則（以下「基本原則」という。）において、申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等及び使用方法の組合せごとに異なる6か所以上の試験ほ場において実施することとしているが、基本原則（1）～（5）に該当する場合、試験数を軽減できることとしている。また、作物群が対象の場合で、薬効試験及び薬害試験を6か所以上の試験ほ場で実施することが要求される作物も、 <u>本原則</u> に基づき軽減が適用される。なお、基本原則のうち製剤が同一の場合に適用される原則（（1）④～⑥、（3）②、（4）

		②及び③) は、関連する申請と同時に行った場合でも、軽減された例数での審査が可能である。	②及び③) は、関連する申請と同時に行った場合でも、軽減された例数での審査が可能である。
35	(3) 害虫グループ(類)での薬効の審査が可能な試験例数	薬効について、分類学的に近い種のグループ(原則として同じ科に属するもの。)に属する代表的な種で実施した試験により、当該グループ全体の効果を審査することが可能である。審査は有効成分と当該有効成分の処理方法の区分(作物への茎葉処理、土壌への処理、湛水状態での処理及び種子への処理)の組合せごとに行うことを基本とする。害虫グループ(類)による審査結果は、同一の大作物群※内の同じ害虫グループの審査に利用可能である。区分1～3は、害虫の重要度、含まれる種の範囲、防除現場での識別の難易度、試験実施の困難性等を考慮して分類している。なお、他法令で規制されている害虫種は、害虫グループに含まない(例:クビアカツヤカミキリ)。各害虫グループ(類)に含まれる個別の害虫名は、表28から30のとおり。	薬効について、分類学的に近い種のグループ(原則として同じ科に属するもの。)に属する代表的な種で実施した試験により、当該グループ全体の効果を審査することが可能である。審査は有効成分と当該有効成分の処理方法の区分(作物への茎葉処理、土壌への処理、湛水状態での処理及び種子への処理)の組合せごとに行うことを基本とする。害虫グループ(類)による審査結果は、同一の大作物群※内の同じ害虫グループの審査に利用可能である。区分1～3は、害虫の重要度、含まれる種の範囲、防除現場での識別の難易度、試験実施の困難性等を考慮して分類している。なお、他法令で規制されている害虫種は、害虫グループに含まない(例:クビアカツヤカミキリ)。各害虫グループ(類)に含まれる個別の害虫名は、別添の表28から30のとおり。
35	表28 区分1の害虫グループ	農作物	適用農作物
35	表28 区分1の害虫グループ 農作物	果樹類に含まれる農作物	果樹に含まれる農作物
35	表28 区分1の害虫グループ アブラムシ類	モモアカアブラムシ、ユキヤナギアブラムシ、 <u>ワタアブラムシ</u>	モモアカアブラムシ、ユキヤナギアブラムシ、 <u>ワタアブラムシ</u>
39	表29 区分2の害虫グループ 農作物	果樹類に含まれる農作物	果樹に含まれる農作物
42	表31 花き類・観葉植物の適用病害虫がきくに発生しない場合の試験例数	農作物	適用農作物
42	表32 きくに発生する病害の	<u>学名</u>	<u>病原菌</u>

	例示		
42	表33 きくに発生する害虫の例示	アザミウマ類、アオバネサルハムシ、アブラムシ類、ウワバ類、オオタバコガ、カタツムリ類、カミキリムシ類、カメムシ類、キクヒメタマバエ、 <u>グンバイムシ類</u> 、サビダニ類、シャクトリムシ類、シロシタヨトウ、ゾウムシ類、ナメクジ類、ネキリムシ類、ノメイガ類、ハガレセンチュウ、ハスモンヨトウ、ハダニ類、バッタ類、ハマキムシ類、ハモグリバエ類、ホコリダニ類、ヨコバイ類、ヨトウガ、ヨモギハムシ	アザミウマ類、アオバネサルハムシ、アブラムシ類、ウワバ類、オオタバコガ、カタツムリ類、カミキリムシ類、カメムシ類、キクヒメタマバエ、 <u>グンバイ類</u> 、サビダニ類、シャクトリムシ類、シロシタヨトウ、ゾウムシ類、ナメクジ類、ネキリムシ類、ノメイガ類、ハガレセンチュウ、ハスモンヨトウ、ハダニ類、バッタ類、ハマキムシ類、ハモグリバエ類、ホコリダニ類、ヨコバイ類、ヨトウガ、ヨモギハムシ
44	表36-1 一年生雑草の申請に必要な試験例数	ノビエ以外の <u>一年生雑草</u>	ノビエ以外の <u>一年生</u>
45	表37 個別雑草種 個別に記載可能な雑草種 <sup>※1</sup>	①ホタルイ <sup>※2</sup> ②ウリカワ ③ミズガヤツリ ④オモダカ ⑤クログワイ ⑥コウキヤガラ ⑦シズイ ⑧ <u>キシユウスズメノヒエ</u> ⑨エゾノサヤヌカグサ	①ホタルイ <sup>※2</sup> ②ウリカワ ③ミズガヤツリ ④オモダカ ⑤クログワイ ⑥コウキヤガラ ⑦シズイ ⑧ <u>キシユウスズメノヒエ</u> 、⑨エゾノサヤヌカグサ
49	表39 適切な使用液量の範囲	<u>農作物</u>	<u>適用作物</u>
62	(様式1 記載要領)	4. <u>試験実施ほ場</u> の気象条件	4. <u>試験実ほ場</u> の気象条件
65	(様式3)	異なる2 <u>ほ場</u>	異なる2 <u>圃場</u>
65	(様式3) (記載要領)	※4：合理的な理由を <u>以下より</u> 1つ以上選択	※4：合理的な理由を <u>以上より</u> 1つ以上選択